

FO-003: 再造林活動

【吸収方法】

- 無立木地で再造林活動を実施し、地上部・地下部バイオマスの増加により吸収量を確保する

【主な適用条件】

- ① 森林の土地の所有者以外の者又は再造林のために無立木地を取得した者により実施されること
- ② 森林法に定める森林で、土地の所有者と協定等を締結しており、プロジェクト実施地に方法論FO-001（森林経営活動）で登録された森林経営計画の対象区域が含まれないこと
- ③ 市町村森林整備計画等に含まれる樹種の再造林活動であること
- ④ 無立木地及び1齢級の森林のみでプロジェクト登録申請がされること
- ⑤ 再造林後の生育初期段階の保育施業が適切に実施されること 等

【ベースライン吸収量】

- 適切な再造林が実施されなかった場合（ベースライン）の吸収量を0とする

【主なモニタリング項目】

- 再造林活動が実施された樹種・林齢別の面積、自然攪乱等が発生した樹種・林齢別の面積
- 再造林活動が実施された森林の地位（林地の生産力を示す指数）

【吸収量の計算式】

- 施業（再造林）面積 × haあたり年間幹材積成長量（樹種、地位等から計算） × 拡大係数[※] × (1 + 地下部率) × 容積密度 × 炭素含有率 × CO₂換算係数

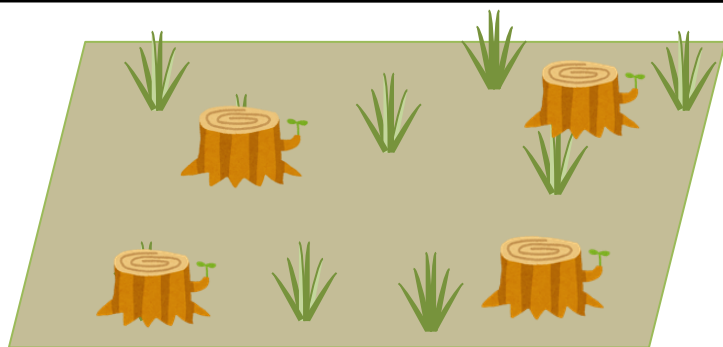
※幹のバイオマス量に枝葉のバイオマス量を加算補正するための係数

【認証対象期間】

- 認証対象期間は吸収量算定対象の林分の林齢が16年生に達するまで

【方法論のイメージ】

ベースライン

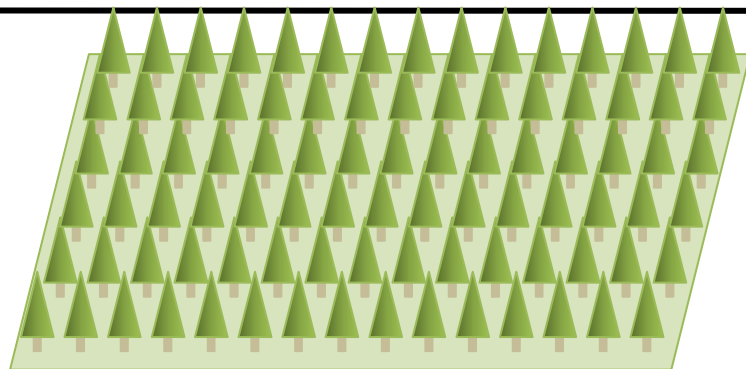


再造林が実施されなかった場合の
吸収量=0（例：伐採跡地）



再造林により
吸収量を確保

プロジェクト実施後



地上部・地下部バイオマスの吸収量